

秋田県喀痰吸引等業務（不特定多数の者対象）登録申請等実施要綱

1. 目的

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に規定する登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）、認定特定行為業務従事者、登録研修機関の登録申請等について、法、施行令、省令、改正法及び改正省令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2. 喀痰吸引等業務の登録の申請及び登録

（1）法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（様式1-1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（様式1-2）

二 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しない旨の誓約書」（様式1-3）

三 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」（様式1-4）

四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登録事項証明書

五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

（2）（1）により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件のすべてに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為等事業者）登録簿」（様式2-1）に登録し、様式2-2により登録者に通知する。

3. 事業者の登録変更等

（1）1により登録を受けた者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者（登録

特定行為事業者）登録更新申請書」（様式３－１）、または「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（様式３－２）を、法第４８条の６第１項の規定に基づき、知事に提出しなければならない。

（２）登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）を行う必要がなくなったときは、法第４８条の６第２項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（様式３－３）を知事に提出しなければならない。

（３）（２）による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

４．事業者の登録の取り消し等

２により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第４８条の７の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

- 一 法第４８条の４各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法第４８条の５第１号各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 三 法第４８条の６第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

５．認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録

（１）省令附則第５条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二号研修終了者にあつては、「特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修終了者対象）」（様式５－１）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第４条第３項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（様式５－２）
- 三 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

（２）前項の規定により登録を申請した者が、法附則第４条第２項の要件に適合し、同条第３項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号研修終了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修終了者）」（様式４－１）に次に掲げる事項を掲載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（様式６）に登録する。

- 一 法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者（以下、「認

- 定特定行為業務従事者」という。)の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
 - 三 その他必要な事項

6. 認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託

- (1) 法附則第5条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、5による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。)の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。
- (2) (1)により知事の委託を受けた登録研修機関に、5(1)の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第4条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第一号、第二号研修修了者)」(様式4-2)に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(様式6)により登録する。
- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
 - 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
 - 三 その他必要な事項
- (3) (1)により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、法附則第5条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7. 認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等

- (1) 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があつたときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(様式7)を知事に提出しなければならない。
- (2) 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(様式8)を、汚損した場合にあつては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。
- (3) 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づ

き、速やかにこれを返納しなければならない。

8. 特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納

(1) 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第4条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(様式9)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- 一 法附則第4条第3項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- 二 一に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け場合

(2) (1)により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

(3) 知事は、(1)により、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-1)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-2)により、省令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

9. 認定特定行為業務従事者認定の辞退

5または6により認定を受けた者が、喀痰吸引等教務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(様式11)を知事に提出しなければならない。

10. 登録研修機関の登録申請

(1) 法附則第6条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(様式12-1)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登録事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 三 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書」(様式12-2)

四 「登録研修機関登録適合書類」（様式 12-3）

五 省令附則第 14 条に規定される業務規定

六 実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に係る資料

七 「研修修了証明書」（様式）

(2) (1) により登録を申請した者が、法附則第 8 条第 1 項及び省令附則第 11 条に掲げる要件のすべてに適合し、法附則第 7 条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は 法附則第 8 条第 2 項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」（様式 13-1）に次に掲げる事項を記載して登録し、様式 13-2 により登録者に通知する。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 喀痰吸引等研修の日程

11. 登録研修機関の登録の更新等

(1) 10 により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、10

(2) の二から五の内容を更新するときは、法附則第 9 条及び施行令附則第 6 条の規定に基づき、5 年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」（様式 14-1）を知事に提出しなければならない。

(2) 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

(3) 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第 11 条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（様式 14-2）を知事に提出しなければならない。

(4) 登録研修機関は、登録された業務規定の内容に変更があったときは、法附則第 12 条第 1 項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規定変更届出書」（様式 15）を知事に提出しなければならない。

12. 修了証明書の交付等

(1) 登録研修機関は、研修の修了者に対し、10 (1) 七の「研修修了証明書」を交付するものとする。

(2) 登録研修機関は、研修の終了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成して管理するものとし、年度ごとに県に提出するものとする。、

(3) (1) の名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるように

しておくものとする。

13. 登録研修機関の休廃止

登録研修機関が、喀痰吸引等研修の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第13条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（様式16）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

14. 適合命令

知事は、登録研修機関が法附則第8条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第14条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

15. 改善命令

知事は、登録研修機関が法附則第10条の規定に違反していると認めるときは、法附則第15条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

16. 登録研修機関の登録の取消し等

(1) 知事は、登録研修機関が次の各号のいずれか該当するときは、法附則第16条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法附則第7条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

二 法附則第11条から第13条までの規定に違反したとき

三 法附則第14条の規定による適合命令又は法附則第15条の規定による改善命令に違反したとき

四 法附則第18条において準用する法第17条の規定に違反したとき

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

(2) (1) による命令について、知事は、書面により登録研修機関に通知するものとする。

17. 認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・不特定多数の者対象)の交付申請

(1) 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者

は、改正省令附則第 4 条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書」（様式 17-1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 住民票の写し

二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項の各号の規定に該当しない旨の誓約書」（様式 5-2）

三 喀痰吸引等に関する研修修了証明書（該当するものがある場合）及び修了した研修内容・研修時間を示す書類

四 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書添付書類①本人誓約書」（様式 17-2）

五 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書添付書類②第三者証明書」（様式 17-3）

六 「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書添付書類③実施状況確認書」（様式 17-4）

（2）（1）により登録を申請した者が、法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第 14 条第 2 項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」（様式 18）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」（様式 6）に登録する。

一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為

三 その他必要な事項

（3）9 に記載の事項は、（2）により交付を受けた者について準用する。

18. 帳簿の備付け等

法附則第 18 条において準用する法第 17 条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

19. 報告

法第 48 条の 9 若しくは法附則第 18 条若しくは法附則第 20 条において準用する法第 19 条の規定に基づき、知事は、法を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

20. 立入調査

（1）法第 48 条の 9 若しくは法附則第 18 条若しくは法附則第 20 条第 2 項

において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録客喫吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(2) (1)により立入検査を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

21. 関係書類の保存

登録客喫吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- 一 2、3、10及び11に記載する登録、更新、変更に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。
- 二 一に掲げるほか、客喫吸引等業務、特定行為業務及び客喫吸引等研修に係る関係書類は、5年保存とする。

附 則 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。